



国土交通省

令和6年2月26日
国土交通省中部地方整備局
木曾川上流河川事務所

木曾川（国土交通省 管理区間）で河川協力団体を指定します！ ～指定証の伝達式を開催します～

平成25年の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」改正に伴い、河川協力団体制度が創設された以降、木曾三川において3団体を協力団体に指定してきました。

今般、新たな河川協力団体の募集を行ったところ1団体の応募がありましたので、審査した結果、令和6年3月7日付けで指定される事になりました。

ついては、河川協力団体指定証の伝達を行います。

指定後は、活動実施計画に基づき、河川の維持管理に対して協力していただくこととなります。

1. 日 時 令和6年3月7日(木) 11時00分～
2. 場 所 岐阜県岐阜市忠節町5丁目1番地
国土交通省木曾川水系ダム統合管理事務所 2F会議室
3. 指定団体名 木曾川ゲレンデ利用者会議
4. 配付資料 資料1 指定団体の概要
資料2 河川協力団体制度の創設
5. 解 禁 日 指定なし
6. 配 布 先 岐阜県政記者クラブ、一宮日刊記者会
7. 問合せ先 国土交通省 木曾川上流河川事務所
岐阜市忠節町5丁目1番地 TEL 058—251—1321
副 所 長 伊藤 裕規
占用調整課長 宇野 公崇
8. その他 取材を希望される場合は、別紙1にて事前申込みをお願いします。

指定団体の概要

- 指定団体：木曾川ゲレンデ利用者会議
- 所在地：愛知県一宮市北今林三ノ切 1 2 - 4
- 活動内容：木曾三川アダプト活動、利用場所の清掃・整備等、木曾川大堰上流水面利用者会議での安全利用の啓発活動



主な活動範囲



安全利用の啓発活動



清掃活動

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体等を支援するものです。

河川協力団体制度の創設

■河川協力団体制度とは？ 河川管理者

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



- ◆ 河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると

◆許可等の簡素化

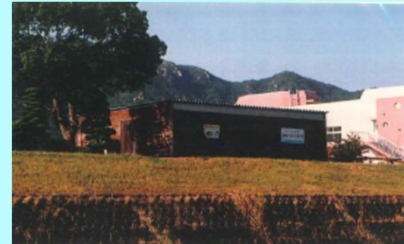
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）

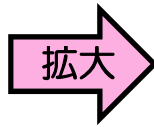


市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【法改正前】

地方公共団体にのみ委託可能



【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

【問い合わせ先】 国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川環境課
〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
電話：052-953-8151

(別紙1)

河川協力団体指定証伝達式 取材申込書

標記の取材をご希望される報道機関におかれましては、本紙に以下の必要事項をご記入のうえ、期限までにメールまたはFAXにて送信をお願いいたします。

期限 令和6年3月4日(月) 16時00分まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者

(1) お名前 (複数名の場合、代表者名)

(2) 連絡先 TEL _____

(3) 取材人数 _____人

3. 申込先

以下のメールアドレスまたはFAX宛にご送信ください。

木曾川上流河川事務所 占用調整課

メール：cbr-kisojyo-senyo@mlit.go.jp

FAX：058-251-6581